○流山市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例

平成17年９月30日条例第31号

改正

平成24年10月15日条例第24号

平成25年12月20日条例第42号

令和元年７月19日条例第３号

令和３年３月29日条例第11号

令和７年３月27日条例第12号

流山市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第１項の規定により、流山市生涯学習センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第２条　市は、市民の生涯学習の推進、生活文化の向上及び福祉の増進を図るため、流山市生涯学習センター（以下「センター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第３条　施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | 位置 |
| 流山市生涯学習センター | 流山市中110番地 |

（事業）

第４条　センターは、次に掲げる事業を行う。

(１)　生涯学習に係る情報の提供に関すること。

(２)　生涯学習に係る場所の提供に関すること。

(３)　生涯学習に係る講座、講演会等の実施に関すること。

(４)　前各号に掲げるもののほか、センターの設置目的を達成するために必要な事業

（指定管理者による管理）

第５条　市は、センターの設置目的を効果的に達成するため、法人その他の団体であって市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理を行わせるものとする。

２　前項の規定による指定管理者の指定手続等については、流山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年流山市条例第27号）の定めるところによる。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第６条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(１)　センターの施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。

(２)　第４条に規定する事業の実施に関すること。

(３)　第９条に規定する使用の許可に関すること。

(４)　第10条に規定する使用の制限に関すること。

(５)　第11条に規定する使用の許可の取消し等に関すること。

(６)　第14条に規定する模様替え等の許可に関すること。

(７)　第17条から第19条までに規定する利用料金の収受、減免及び還付に関すること。

（使用時間）

第７条　センターの使用時間は、午前９時から午後９時までとする。

２　前項の規定にかかわらず、流山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めるときは、これを変更することができる。

（休館日）

第８条　センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、臨時に休館し、又は休館日を変更することができる。

(１)　毎月第３水曜日

(２)　１月１日から同月３日まで及び12月29日から同月31日まで

２　前項第１号の規定にかかわらず、同号に規定する日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第３条に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い同法に規定する休日でない日を休館日とする。

（使用の許可）

第９条　施設等を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

２　前項の許可には、施設等の管理上必要な条件を付することができる。

（使用の制限）

第10条　指定管理者は、施設等を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しないものとする。

(１)　その使用が、公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(２)　センターの設置の目的に反すると認められるとき。

(３)　施設等及び展示資料を損傷するおそれがあるとき。

(４)　前各号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障があると認められるとき。

（使用の許可の取消し等）

第11条　指定管理者は、第９条第１項の規定による使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又はその使用の全部若しくは一部を禁止することができる。

(１)　この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(２)　第９条第２項の規定による使用の許可の条件に違反したとき。

(３)　虚偽の申請その他不正の手段により使用の許可を受けた事実が明らかとなったとき。

(４)　前各号に定めるもののほか、施設等の管理上支障があると認められるとき。

（使用期間）

第12条　センターは、同一使用者が同一施設を引き続き３日以上使用することはできない。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（目的外使用及び権利譲渡等の禁止）

第13条　使用者は、許可を受けた目的以外に施設等を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（模様替え等）

第14条　使用者が、施設等の使用に際しこれを模様替えし、又は新たな設備を付加しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

（原状回復義務）

第15条　使用者は、施設等の使用を終了したとき（第11条の規定により、施設等の使用の許可の取消し又は禁止があったときを含む。）は、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者が認めたときは、この限りでない。

（損害賠償）

第16条　使用者は、故意又は過失により、施設等を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

（利用料金）

第17条　施設等の使用者は、当該使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

２　利用料金の額は、別表に定める額（同表に定めるところにより算出した額の合計額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）の範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

３　市長は、利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

（利用料金の減免）

第18条　指定管理者は、規則に定める基準に基づき、利用料金を減額し、又は免除することができる。

（利用料金の還付）

第19条　既納の利用料金は還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときには、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(１)　天災地変その他使用者の責めによらない事由により使用できなかったとき。

(２)　公用又は公共用その他やむを得ない事由により使用の許可を取り消し、又は使用を中止させたとき。

(３)　施設等の使用者が使用期日の７日前までに使用の許可の取消しを申し出たとき。

(４)　使用者が使用期日に冷房設備を使用しなかったとき。

（販売行為等の禁止）

第20条　施設等及びセンターの敷地内において物品の販売その他これに類する行為をしてはならない。ただし、教育委員会の許可を受けて行う場合は、この限りでない。

（委任）

第21条　この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附　則

この条例は、平成18年４月１日から施行する。

附　則（平成24年10月15日条例第24号）

この条例は、平成25年４月１日から施行する。ただし、第７条の改正規定及び別表のうち１　施設利用料金の表の改正規定（芝生広場の項を削る部分に限る。）は、平成24年11月１日から施行する。

附　則（平成25年12月20日条例第42号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成26年４月１日から施行する。

（流山市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に係る経過措置）

21　この条例による改正後の流山市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例第17条第２項及び別表の規定は、施行日以後の施設等の使用に係る同日以後に納付される利用料金について適用し、同日前の施設等の使用に係る利用料金及び同日以後の施設等の使用に係る同日前に納付される利用料金については、なお従前の例による。

附　則（令和元年７月19日条例第３号抄）

（施行期日）

１　この条例は、令和元年10月１日から施行する。

（流山市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に係る経過措置）

39　この条例による改正後の流山市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）別表の規定は、施行日以後の施設等の使用に係る利用料金について適用し、同日前の施設等の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

40　施行日以後の施設等の使用に係る納入の通知のうち、公布日から施行日の前日までの間に行われたものは、施行日以後に行われたものとみなし、当該納入の通知に係る利用料金は、改正後の条例に規定する利用料金とするものとする。この場合において、当該納入の通知による納入が、公布日から施行日の前日までの間に行われたときは、当該納入は、施行日から施設等の使用の日前までの間に行われたものとみなす。

附　則（令和３年３月29日条例第11号）

（施行期日）

１　この条例は、令和３年６月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

２　この条例による改正後の流山市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例に基づくプロジェクター及びワイヤレスアンプセットの利用について必要な予約等の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附　則（令和７年３月27日条例第12号）

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

別表（第17条関係）

１　施設利用料金

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 時間 | 区分 | 午前 | 午後 | 夜間 | 終日 |
| 名称 | （午前９時から正午まで） | （午後１時から午後５時まで） | （午後６時から午後９時まで） | （午前９時から午後９時まで） |
| 多目的ホール | 平日 | 8,800円 | 11,732円 | 11,000円 | 31,532円 |
| 土日・休日 | 10,475円 | 14,037円 | 13,200円 | 37,712円 |
| 体育館 | 平日 | 2,200円 | 2,932円 | 2,828円 | 7,960円 |
| 土日・休日 | 2,618円 | 3,456円 | 3,351円 | 9,425円 |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 時間 | 室数 | 午前９時から正午まで | 正午から午後３時まで | 午後３時から午後６時まで | 午後６時から午後９時まで |
| 名称 |
| 演習室 | １ | 1,885円 | 1,885円 | 1,885円 | 2,513円 |
| 音楽室 | １ | 1,413円 | 1,413円 | 1,413円 | 1,885円 |
| スタジオ研修室 | １ | 1,413円 | 1,413円 | 1,413円 | 1,885円 |
| 演劇研修室 | １ | 1,413円 | 1,413円 | 1,413円 | 1,885円 |
| イベント広場 | １ | 2,200円 | 2,200円 | 2,200円 | 2,828円 |
| 和室 | ２ | 942円 | 942円 | 942円 | 1,256円 |
| 厨房 | １ | 1,885円 | 1,885円 | 1,885円 | 2,513円 |
| 小会議室 | ９ | 470円 | 470円 | 470円 | 628円 |
| 中会議室 | ５ | 942円 | 942円 | 942円 | 1,256円 |
| 大会議室 | １ | 1,885円 | 1,885円 | 1,885円 | 2,513円 |
| 美術室 | １ | 942円 | 942円 | 942円 | 1,256円 |
| 第１ギャラリー |  | １日当たり（午前９時から午後９時まで） | | | 3,142円 |
| 第２ギャラリー |  | １日当たり（午前９時から午後９時まで） | | | 3,142円 |
| 小ギャラリー |  | １日当たり（午前９時から午後９時まで） | | | 1,047円 |
| 情報展示コーナー |  | １件当たり | | | 103円 |

備考

１　使用者が1,000円を超える入場料その他これに類する料金を収受する場合の利用料金は、この表に定める利用料金（以下「規定利用料金」という。）に100分の150以内で指定管理者が定める割合を乗じて得た額とする。

２　第20条の規定により、教育委員会の許可を受けて展示即売、商業宣伝又はこれに類する行為を目的として使用する場合の利用料金は、規定利用料金に100分の200以内で指定管理者が定める割合を乗じて得た額とする。

３　使用時間を超過し、又は繰り上げて使用する場合の利用料金は、超過又は繰上時間30分につき規定利用料金に100分の20を乗じて得た額を、規定利用料金に加えた額とする。

４　流山市民以外の者が使用する場合の利用料金は、規定利用料金に100分の200を乗じて得た額とする。ただし、備考の１から３までのいずれかに該当する場合は、当該規定を適用して得た額の合計額に100分の200を乗じて得た額とする。

５　教育委員会が別に定める基準により指定管理者が冷房設備を稼働させる場合の体育館の利用料金は、２　附属設備利用料金(２)体育館の表に規定する冷房設備の利用料金の額に冷房設備の稼働時間数（使用する体育館の利用時間の区分内のものに限る。）（当該稼働時間数に１時間未満の端数があるときは、これを１時間に切り上げた時間数）を乗じて得た額と規定利用料金の合計額とする。この場合において、備考の１から４までの規定を適用するときは、備考の１から４までの規定中「規定利用料金」とあるのは、「備考の５の規定による合計額」と読み替えて計算するものとする。

２　附属設備利用料金

(１)　舞台設備（多目的ホール）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 品名 | 単位 | 区分 | 利用料金 |
| ボーダーライト | １列 | １回 | 1,047円 |
| サスペンションライト | １列 | １回 | 1,047円 |
| アッパーホリゾント | １列 | １回 | 2,095円 |
| フットライト | １列 | １回 | 1,047円 |
| ロアーホリゾント | １列 | １回 | 2,095円 |
| シーリングライト | １列 | １回 | 1,047円 |
| 音響板 | １式 | １回 | 2,095円 |
| ピンスポットライト | １台 | １回 | 313円 |
| サイドスポットライト | １台 | １回 | 313円 |
| ハイスタンド | １台 | １回 | 313円 |
| グランドピアノ | １台 | １回 | 313円 |
| 平台 | １式 | １回 | 1,047円 |
| スモークマシーン | １台 | １回 | 1,047円 |

(２)　体育館

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 品名 | 利用料金 | |
| 冷房設備 | １時間当たり | 660円 |

(３)スタジオ研修室

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 品名 | 単位 | 区分 | 利用料金 |
| ビデオカメラ | １台 | １回 | 103円 |
| セットライト | １台 | １回 | 103円 |
| 編集コントロール装置 | １式 | １回 | 103円 |
| 特殊効果装置 | １式 | １回 | 103円 |
| ベース・キーバック・スポットライト | １台 | １回 | 103円 |
| ダブルカセットデッキ | １台 | １回 | 103円 |
| ＳＶＨＳダビング装置 | １式 | １回 | 103円 |
| フィル・トップライト | １台 | １回 | 103円 |

(４)　音楽室

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 品名 | 単位 | 区分 | 利用料金 |
| アップライトピアノ | １台 | １回 | 313円 |
| エレクトーン | １台 | １回 | 313円 |
| ジャズドラム | １セット | １回 | 313円 |
| ティンパニー | １式 | １回 | 313円 |
| ギター | １台 | １回 | 313円 |
| 譜面台 | １台 | １回 | 103円 |
| ステレオ | １台 | １回 | 103円 |
| ギターアンプ | １台 | １回 | 103円 |
| 指揮台 | １台 | １回 | 208円 |
| 指揮者用譜面台 | １台 | １回 | 208円 |

(５)　共通

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 品名 | 単位 | 区分 | 利用料金 |
| プロジェクター | １台 | １回 | 220円 |
| ワイヤレスアンプセット | １台 | １回 | 110円 |

備考

１　附属設備（冷房設備を除く。）の利用の回数は、施設利用料金の表に規定する多目的ホール、体育館、演習室等の施設ごとの１の利用時間の区分での利用を１回とし、第１ギャラリー、第２ギャラリー又は小ギャラリーにおいては、演習室から美術室までの１の利用時間の区分での利用を１回とする。ただし、多目的ホール及び体育館における終日の区分は３回とする。

２　利用料金については、この表に定めるもののほか施設利用料金の表の備考の１から４までの規定を準用する。

３　ピアノ調律料は、別に実費を徴収する。

３　駐車場利用料金

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 単位 | 金額 |
| マイクロバス（乗車定員11人以上30人未満） | １台１回 | 550円 |
| 上記以外の車両 | １時間を超え、１時間ごと１台につき | 103円 |
| （駐車場利用料金の合計は、１日１回につき515円を限度とする。） |

備考

１　軽車両及び総排気量50ｃｃ以下の原動機付自転車は、無料とする。

２　この表に定めるところにより算出した額の合計額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額とする。